

亀山市下水道施設包括的民間業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和8年5月

亀山市

「亀山市下水道施設包括的民間業務委託 公募型プロポーザル実施要領」（以下、「実施要領」という。）は、「亀山市下水道施設包括的民間業務委託」（以下「本業務」という。）の優先交渉権者を公募型プロポーザルにより選定することとして、その募集について必要な事項を定めるものである。

1 目的

本業務は、亀山市（以下「市」という。）が整備し所管する下水道施設の維持管理、更新に関する各種業務について、民間企業の創意工夫を促し、効率的な事業運営が実現できるよう、管理・更新一体マネジメント方式によるウォーター P P P（レベル 3、5）の枠組みに沿って包括的民間委託を実施するものである。

官民の連携・協力による業務の適正な履行を通じて、施設の維持管理、更新の最適化を進め、下水道サービスの向上と業務の効率化、事業運営の持続可能性の向上を図ることを目的とする。

2 業務の概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 業務名 | 亀山市下水道施設包括的民間業務委託 |
| (2) 業務内容 | 本業務の対象業務については以下のとおりである。各業務に関する詳細は「亀山市下水道施設包括的民間業務委託 要求水準書」（以下、「要求水準書」という。）に示す。
① 維持管理業務（点検調査清掃業務、修繕業務）
② 計画策定業務（維持管理計画、ストックマネジメント計画、BCP計画（風水害編））
③ 技術支援業務
④ その他業務（住民対応業務、緊急対応業務、災害対応業務） |
| (3) 選定方法 | 公募型プロポーザル方式
なお、優先交渉権者の選定については亀山市下水道施設包括的民間業務委託プロポーザル事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行うものとする。 |
| (4) 履行期間 | 契約締結日から令和 19 年 3 月 31 日まで
ただし、契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までは業務準備期間とする。 |
| (5) 業務場所 | 亀山市地内 |
| (6) 契約上限金額 | 金 550,401,000 円（消費税及び地方消費税を除く）
この内、各業務における見積上限価格は次のとおりとする。
維持管理業務 348,329,000 円
計画策定業務 180,180,000 円
技術支援業務 16,060,000 円
その他業務 5,832,000 円 |

3 参加資格要件

(1) 用語の定義

- 単独企業 : 本業務に単独で応募する企業等をいう。
- 応募グループ : 本業務に複数の企業等で構成して応募する団体をいう。
- 代表企業 : 応募グループを構成する企業等のうち、当該応募グループを代表する企業等をいう。
- 構成企業 : 応募グループを構成する企業等のうち、代表企業以外の企業等をいう。
- 優先交渉権者 : 市による選定の結果、本事業を委託する相手方として選定した単独企業又は応募グループをいう。
- 事業者 : 市と本業務の委託契約を締結し、本事業を遂行する単独企業又は共同企業体をいう。
- 共同企業体 : 応募グループとして応募した複数の企業等が共同で受託する事業組織体をいう。

(2) 参加者の構成等

- ① 応募の形態は、単独企業による応募又は応募グループ（構成企業数の上限は任意とするが、本業務の実施に関して構成企業はそれぞれ適切な役割を担うこと。）による応募のいずれも可とする。なお、応募グループを優先交渉権者として決定した場合、委託時には共同企業体として業務を行うこととして応募すること。
- ② 応募グループで応募する場合は、代表企業1社を定めることとする。
- ③ 代表企業は、本業務の応募から委託契約の締結に至る手続きを代表して行う。構成企業が、代表企業の代わりに手続きを行うことはできない。
- ④ 一つの企業が重複して異なる応募グループ、または、単独企業と他の応募グループの代表企業又は構成企業として応募することはできない。重複して応募していることが判明した場合、当該企業単独の応募及び当該企業が代表企業又は構成企業となっている応募グループの応募は無効とする。
- ⑤ 異なる応募グループの企業間、又、単独企業と他の応募グループの企業の間以下に以下の基準のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がないこと。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続き中の会社（以下「更生会社等」という。以下同じ。）である場合を除く。

- a. 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- b. 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、a.については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

a. 一方の会社の役員が、他の会社の役員を現に兼ねている場合

b. 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他、上記の(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- ⑥ 本業務に係る参加資格確認のための申請書類（以下「参加資格確認申請書」という。）提出後から優先交渉権者との委託契約締結までの間、代表企業の変更、構成企業の変更及び追加は原則として認めない。ただし、構成企業が参加資格要件を欠くに至った場合には、担う予定であった業務について新たに資格要件を満たす企業がこれに代わることであり、市がやむを得ないと認めた場合に限り、これを認める。

(3) 参加者の参加資格要件

次の項目のうち、①から⑧までの要件は、単独企業、代表企業及び全ての構成企業が満たさなければならない。また、⑨から⑫の要件は、代表者が単独企業の場合は単独企業が、応募グループの場合は代表企業又は構成企業のうち1人以上が満たさなければならない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ③ 民事再生法（平成11年法律225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は会社更生法（平成14年法律154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者でないこと。ただし、裁判所からの再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。
- ④ 代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ⑤ 亀山市契約規則（平成18年亀山市規則第5号）第2条第5項に規定する入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ⑥ 亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱（平成17年亀山市告示第6号）による資格（指名）停止を受けていないこと。
- ⑦ 破産法（昭和16年法律第75号）第30条の規定による破産手続開始の決定がなされていないこと。
- ⑧ 会社法（平成17年法律第86号）第514条の規定による特別清算開始の命令がなされていないこと。
- ⑨ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の産業廃棄物の汚泥

収集運搬業許可を有していること。

- ⑩ 維持管理業務について、下水道本管の目視点検業務、カメラ調査業務、高圧洗浄車及び汚泥吸引車を用いた内径 150 mm以上の下水道本管のつまり清掃について同種業務の実績があること。
- ⑪ 緊急対応を要する場合は迅速かつ確実に現場に到達できること。
- ⑫ 計画策定業務について、ストックマネジメント計画策定業務もしくは下水道長寿命化計画策定業務（いずれも管路施設及びポンプ施設を含む。）の実績があること。

4 契約までのスケジュール（予定）

日 程	内 容
① 実施要領等の公表	令和 8 年 6 月 5 日（金）
② 質問の受付期間	令和 8 年 6 月 8 日（月）午前 8 時 30 分から 令和 8 年 7 月 6 日（月）午後 5 時 15 分まで
③ 質問への回答	令和 8 年 7 月 27 日（月）
④ 参加意思表明書の受付期間	令和 8 年 7 月 27 日（月）午前 8 時 30 分から 令和 8 年 8 月 18 日（火）午後 5 時 15 分まで
⑤ 参加資格確認結果及び提案提出要請書の通知	令和 8 年 8 月 31 日（月）
⑥ 再質問及び追加質問の受付期間	令和 8 年 8 月 31 日（月）午前 8 時 30 分から 令和 8 年 9 月 14 日（月）午後 5 時 15 分まで
⑦ 再質問及び追加質問への回答	令和 8 年 10 月 9 日（金）
⑧ 提案審査書類の提出期間	令和 8 年 10 月 23 日（金）午前 8 時 30 分から 令和 8 年 10 月 30 日（金）午後 5 時 15 分まで
⑨ プレゼンテーション及びヒアリング、審査	令和 8 年 11 月 17 日（火）
⑩ 優先交渉権者選定、通知	令和 9 年 1 月上旬
⑪ 優先交渉権者との委託契約の締結	令和 9 年 1 月下旬
⑫ 引継ぎ期間	令和 9 年 1 月下旬～3 月末まで
⑬ 事業開始	令和 9 年 4 月 1 日（木）

上記は予定であり、状況等により日程を変更する場合がある。

※ 持参による提出は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く

5 参加手続き

参加者は、以下の手続きに従うものとする。

(1) 実施要領等の公表

亀山市ホームページからのダウンロードによる。

(2) 公表資料

- (ア) 実施要領
- (イ) 提案評価基準
- (ウ) 契約書（案）
- (エ) 要求水準書
- (オ) 様式集

(3) 質問の受付及び回答

実施要領等に関する質問の受付及び回答については次のとおり行う。

- ① 質問がある場合は、質問書（様式1）に質問事項を記載のうえ、令和8年7月6日（月）午後5時15分までに、電子メール（亀山市上下水道部下水道課 メールアドレス gesuidou@city.kameyama.mie.jp）により、下水道課に提出すること。

※口頭での質問は受け付けない。

なお、電子メールの件名は「亀山市下水道施設包括的民間業務委託質問提出（社名）」とし、電子メールの送信後、すみやかに到達の有無を電話で下水道課（電話番号 0595-97-0627）に確認すること。

- ② 質問に対する回答については、令和8年7月27日（月）に亀山市ホームページ上に掲載するので、質問の有無に関わらず確認すること。
- ③ 再質問及び追加質問を令和8年8月31日（月）午前8時30分から同年8月14日（月）午後5時15分までの間に受け付けるので、再質問等がある場合は、その際に行うものとする。

(4) 参加意思表明書等の提出

本プロポーザル参加者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- ① 提出書類
 - (ア) 参加意思表明書（様式2）
 - (イ) 代表企業及び構成企業一覧、委任状（様式3及び様式3の2）
 - (ウ) 業務実績調書（様式4）
 - (エ) 営業所等作業拠点表（様式5）
 - (オ) 会社概要
 - (カ) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写し可）
 - (キ) 財務諸表関係書（写し可）
 - (ク) 市税、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）
 - (ケ) 産業廃棄物収集運搬業の許可を証明する書類（許可証の写し）
- ② 提出部数 正本1部、副本7部
- ③ 提出期間 令和8年7月27日（水）から同年8月18日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- ④ 提出場所 〒519-1192 三重県亀山市関町木崎919番地1
 亀山市上下水道部下水道課
 電話：0595-97-0627 ファックス：0595-96-3321
- ⑤ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留又は書留に限る。）とする。

番号	書類名
様式2	参加意思表明書
様式3	代表企業及び構成企業一覧
様式3の2	委任状
様式4	業務実績調書 <ul style="list-style-type: none"> ・参加意向申出書の提出期限までに、次に掲げる条件を満たすものであること。 ・参加者は国、地方公共団体が発注する次の業務について元請として行った業務実績を有すること。 ①下水道本管の目視点検業務及びカメラ調査業務、これらすべての実績 ②高圧洗浄車及び汚泥吸引車をういた内径150mm以上の下水道本管のつまり清掃の実績 ③下水道ストックマネジメント計画もしくは下水道長寿命化計画策定業務（いずれも管路施設及びポンプ施設を含む）の実績
様式5	営業所等作業拠点表
添付書類	会社概要（会社案内で可）（最新のもの）（代表企業及び構成企業全社）
	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写し可） （発行年月日が3か月以内のもの、代表企業及び構成企業全社）
	財務諸表関係書（写し可、直近決算のもの、代表企業及び構成企業全社）
	市税、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可、代表企業及び構成企業全社）
	産業廃棄物収集運搬業の許可を証明する書類（許可証の写し）
	業務実績調書（様式4）に記載の業務実績を証する書類（要件を満たす最低限の契約内容を示すこと）

(5) 参加資格確認結果及び提案提出要請書の通知

参加資格確認審査の結果は、市から参加者に対して、令和 8 年 8 月 31 日（月）までにメールにより参加資格確認審査結果通知書を送信する。

参加資格を有していないと認められた参加者に対しては、その理由についても付記する。疑義が生じた場合は、代表企業が次のとおり書面により請求することができる。

- ① 請求期限：参加資格確認審査結果通知に記載
- ② 請求場所：「(3) ④ 提出場所」と同じ
- ③ 請求方法：苦情申立書（任意様式）を持参又は郵送等（配達履歴等が確認できる手段による。）により届けること。
- ④ 回答時期：請求期限の翌日から 5 日以内（閉庁日を含まない。）に請求者に対し、書面（メール）により回答する。

(6) 参加の辞退

参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式 6）を令和 8 年 9 月 4 日（金）午後 5 時 15 分までに提出すること。なお、郵送等による場合は、必ず配達履歴等が確認できる手段によることとし、令和 8 年 9 月 4 日（金）までに必着すること。

(7) 提案審査書類の提出方法

参加者は、提案審査書類を次のとおり提出すること。

- ① 提出書類

①企画提案書（様式 7 及び様式 8）
②配置予定技術者調書（様式 9）
②企画提案書（様式 1 0）
③価格提案書（様式 1 1）
④提案額内訳書（様式 1 2）

※提出された価格提案書、提案額内訳書は評価資料とするが、本プロポーザルに係る契約金額算定上の根拠となるものではない。
※提案審査書類に必要な書類について別紙 2 に示す。
- ② 提出部数 正本 1 部、副本 7 部
※正本、副本ともに A4 サイズ・縦長・左綴（2 穴）ファイリングにより提出すること。
- ③ 提出期間 令和 8 年 10 月 23 日（金）から同年 10 月 30 日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- ④ 提出場所 「(4) ④ 提出場所」と同じ
- ⑤ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留又は書留に限る。）とする。
- ⑥ 企画提案書の作成及び記載上の留意事項
(ア) 企画提案書作成上の留意事項

本プロポーザルは業務における取組み方法について提案を求めるものであり、当該業務内容についての文章を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図の

使用は可能であるが、提案の内容が具体的に表現されたもの（設計図、模型等）を求めるものではない。業務に係る作業は、市との契約後に、企画提案書に記載された内容を反映しつつ、要求水準書及び市が提示する資料に基づいて、協議のうえ開始することとする。

(イ) 企画提案書記載上の留意事項

- a. 企画提案は、文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記述すること。
- b. 視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限な範囲においてのみ認めるが、具体的な設計の内容を表現しないこと。
- c. 設計図、模型（模型写真を含む）、透視図等は使用しないこと。
- d. 企画提案書は、定められた様式に従い記載し提出すること。書類サイズは原則 A4 版とし、使用する文字の大きさは 12 ポイント以上とするが、図表等では他のポイントを使用してもよい。

6 提案額の積算

6.1 見積もりにあたっての留意事項

- (1) 見積もりにあたっては、消費税及び地方消費税抜きで積算すること。
- (2) 令和 8 年 4 月時点の人件費及び物価の水準をベースに見積もること。
- (3) 本業務に係る通信運搬費（電話料金、郵便料金、その他通信費）は、事業者の負担とするため、委託料として見込むこと。
- (4) 修繕業務
修繕業務の費用については、500 万円／年（税抜）を定額で、令和 9 年度から令和 18 年度まで委託料として見込むこと。
なお、修繕費については、住民対応業務を除く修繕に要した費用の全額を積算項目とする。
- (5) 技術支援業務
技術支援業務の費用については、定例会議の参加および定例会議の前後の現場確認を 4 回／年（1 回あたり 1 日を想定）、定例会議の別日の現場確認を 12 回／年（1 回あたり 1 日を想定）とし、令和 9 年度から令和 18 年度まで委託料として見込むこと。
- (6) 緊急対応業務
緊急対応業務の費用については、40 万円／年（税抜）を定額で、令和 9 年度から令和 18 年度まで委託料として見込むこと。
なお、緊急対応業務については、住民対応業務を除く緊急対応に要した費用の全額を積算項目とする。
- (7) 住民対応業務
住民対応業務の費用については、17 回／年とし、対応 1 回あたりの費用をもとに、令和 9 年度から令和 18 年度まで委託料として見込むこと。
- (8) 災害対応業務
災害対応業務については、要求水準書に基づいて協議を行い、費用を決定するため、価格提案時には見込まないこと。

(9) 人件費及び物価の変動への対応

人件費及び物価の変動については、業務委託契約書別記3「物価変動の判定方法」に基づいて協議を行い、決定した額より、年度別協定を締結することとしているため、価格提案時には見込まないこと。

7 提出された企画提案書等の取扱い

- (1) 企画提案書等の著作権は提案者に帰属する。なお、本プロポーザルの選定結果の公表及びその他市が必要と認める場合は、市は事業者の企画提案書等の全部または一部を無償で使用できるものとする。
- (2) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、「亀山市情報公開条例（平成17年亀山市条例第19号）」に基づき、同条例第13条第1項または第2項による意見書提出の提案及び提出書類を公開する場合があるものとする。
- (3) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルにおける優先交渉権者の選定以外の目的では使用しない。
- (4) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (5) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

8 評価の手續及び優先交渉権者の選定

提出された企画提案書等について、選定委員会において書面及びプレゼンテーション、ヒアリングによる審査を行い、最も優れている提案者を優先交渉権者として選定する。

(1) 審査項目及び評価基準

別紙「亀山市下水道施設包括的民間業務委託 提案評価基準」（以下「提案評価基準」という。）のとおり

(2) プレゼンテーション、ヒアリング

- ① 日程 令和8年11月17日（火）予定
時間、場所及び留意事項等については別途通知する。
- ② 出席者 出席者は6名以内とし、総括管理者、主任技術者、管理技術者は必ず出席することとする。なお、共同企業体の構成員（代表企業を含む。）以外の者の出席は認めない。
- ③ 概要 時間は一者あたり60分程度（説明30分、質疑応答15分、準備15分程度）を予定している。
プレゼンテーションは、提出した企画提案書の内容についてパワーポイント等を使用して具体的に説明するものとする。
- ④ 留意事項 プレゼンテーション・ヒアリングは、審査の公平性・競争性を確保する観点から、対面形式で行うものとする。
パソコン、その他説明に必要なものがある場合は、参加者が用意すること。

提出した企画提案書の内容と著しく異なるプレゼンテーションは認められない。

当日、追加資料等（パワーポイント等の説明資料を除く。）の配布は認めない。

(3) 優先交渉権者の決定

- ① 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案者を優先交渉権者として、契約締結に向けた手続を行う。
- ② 提案者が一者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。
- ③ この他は、別紙「提案評価基準」のとおり。

9 評価結果に関する事項

(1) 選定通知書及び非選定通知書

優先交渉権者として、選定又は選定しなかった旨を書面により通知する。選定しなかった者に対しては、選定しなかった旨と併せて、選定しなかった理由を通知するものとする。

(2) 評価結果の公表

優先交渉権者については、市ホームページにおいて公表する。

(3) 非選定理由についての説明の請求

選定されなかった者は、書面により非選定理由についての説明を求めることができる。

(4) 非選定理由についての説明の請求先

「5 参加手続き(4)④ 提出場所」とする。

(5) 非選定理由についての説明の請求期間

通知をした日の翌日から起算して7日以内までの午前8時30分から午後5時15分までとする。(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

(6) 非選定理由についての説明の請求に対する回答

非選定理由についての説明の請求に対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により通知する。

10 無効となる企画提案書等

次に該当する提案は、無効とする。

- (1) 実施要領に示した提案資格を有しない者の提案
- (2) 企画提案書等に虚偽の記載をした者の提案
- (3) 実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案
- (4) 提案額が契約上限金額を超える提案
- (5) 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

11 契約の締結

(1) 本業務の委託契約

本業務は、図 11-1 に示す契約スキームを適用し、業務委託契約を締結する。

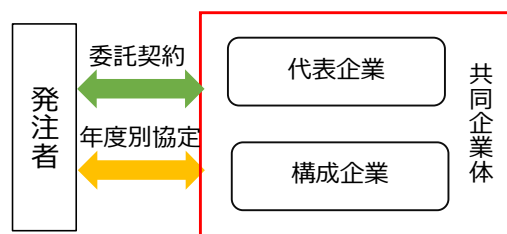


図 11-1 本業務の契約スキーム

(2) 委託契約の締結

- ① 本プロポーザルによって優先交渉権者を選定し、当該業務に係る見積書徴取の相手方とする。
- ② 契約条項及び業務仕様は、選定した優先交渉権者の企画提案書による提案内容について契約上限金額の範囲内で協議し、確定するものとする。
- ③ 優先交渉権者が契約締結までに次のいずれかにより契約が不可能となった場合は、次点の者から順に繰り上がるものとする。
 - ・「3 参加資格要件」に記載した要件のいずれかを満たさなくなったとき
 - ・提案資格または提案内容が無効となったとき
 - ・その他事故等の特別な事由により契約が不可能と認められるとき

(3) 年度別協定の締結

年度別協定の委託料は、ストックマネジメント計画および前年度の点検結果を踏まえて当該年度の実施数量を定め、当該年度の交付金内示額が公表された後に確定する。年度別協定の委託料を確定するまでの流れは以下のとおり。

表 11-1 年度別協定の委託料を確定するまでの流れ

月	実施者	内容
～3月	市・事業者	次年度の実施内容の調整
4月 ～5月	市→事業者	交付金内示額をもとに当該年度の委託料を事業者に提示
	市・事業者	年度別協定の締結
6月	事業者	業務開始

11.1 委託料の支払い方法について

事業者は、年度別協定書及び契約書に準じて支払を請求する。支払い方法の分類は表 11-2、表 11-3 のとおり。

表 11-2 支払方法

業務区分		業務内容	区分	支払方法
維持管理 業務	点検調査 清掃業務	公共柵点検	固定費	毎年3月に当該年度の費用を支払う。 ただし、変動費(※)については、完了済みの業務に関し、事業者からの請求により、各年度に4回(6月、9月、12月、3月)支払うことができる。
		マンホール内部・蓋点検	固定費	
		管渠内点検(簡易直視式カメラ)	固定費	
		マンホール内部・蓋調査	固定費	
		本管TVカメラ調査(側視あり)	固定費	
		法定点検(マンホール)	固定費	
		法定点検(本管)	固定費	
	定期清掃(伏越)	固定費		
	修繕業務	汚水管路修繕	変動費(※)	
計画策定業務		維持管理計画策定	固定費	
		ストックマネジメント計画	固定費	
		BCP計画(風水害編)	固定費	
技術支援業務		合理化協定企業の包括的維持管理業務への技術的支援	固定費	
その他業務	汚水管路に関する業務	住民対応	固定費	
		緊急対応(緊急清掃)	変動費(※)	
		災害対応	変動費(※)	

表 11-3 支払額の算定方法

業務区分		業務内容	支払い分類	委託料の算定方法
維持管理 業務	点検調査 清掃業務	公共枿点検	完成払い	年度別協定（維持 管理業務）に定め るところに従う。
		マンホール内部・蓋点検		
		管渠内点検（簡易直視式カメラ）		
		マンホール内部・蓋調査		
		本管TVカメラ調査（側視あり）		
		法定点検（マンホール）		
		法定点検（本管）		
	定期清掃（伏越）			
	修繕業務	汚水管路修繕	出来高払い	
計画策定業務		維持管理計画	完成払い	年度別協定（計画 策定業務）に定め るところに従う。
		ストックマネジメント計画		
		BCP計画（風水害編）		
技術支援業務		合理化協定企業の包括的維持管理業務への技術的支援		年度別協定（技術 支援業務）に定め るところに従う。
その他業 務	汚水管路に 関する業務	住民対応	出来高払い	年度別協定（その 他業務）に定め るところに従う。
		緊急対応（緊急清掃）		
		災害対応		

12 その他

- (1) プロポーザルに係るすべての費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出後の参加意思表明書及び企画提案書等の修正、差し替え、追加、削除又は変更は、認めないものとする。
- (3) 電子メール等の通信事故について、市は一切の責任を負わないものとする。
- (4) 選定通知をした日から契約締結日までの期間において、優先交渉権者となった者が「亀山市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。なお、この場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱の規定による資格（指名）停止又は契約等の相手方となるものから当分の間排除する措置を行うことがある。
- (6) 契約の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合は、委託者に報告するとともに警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (7) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (8) 参加意思表明書の提出後の参加辞退は自由であり、辞退しても今後不利益となるような取扱いはしない。

別紙1 リスク分担表

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者
共通	入札・契約締結	応募手続きに係るコスト	事業者
		プロポーザル実施要領等、契約手続きの誤り等	市
		市の責に帰すべき事由より契約を結べない、又は契約手続きに時間を要する場合	市
		事業者の責に帰すべき事由より契約を結べない、又は契約手続きに時間を要する場合	事業者
		本業務に直接関係する市が取得すべき承認が得られない場合	市
	法令等の変更	本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令等の変更や新規立法（税制の変更を除く。）	市
		上記以外の法令等の変更や新規立法（税制の変更を除く。）	事業者
	税制の変更	法人に課される税金のうちその利益に課される者の税制度の変更や新税制度の設立	事業者
		消費税及び地方消費税に関する新税制度の設立や税率の変更	市
	第三者賠償	下記以外の第三者に与えた損害	事業者
		市の責に帰すべき原因により第三者に与えた損害	市
	環境保全	事業者の責に帰すべき事由による、周辺水環境の悪化、騒音、振動又は臭気等の環境問題	事業者
		上記以外のもの	市
	許認可	市が取得すべき許認可の遅延	市
		事業者が取得すべき許認可の遅延	事業者
	資金調達	市の支払遅延・不能に関するもの	市
		上記以外の業務に必要な資金の確保	事業者
	事業中止 および延期	市の指示、議会の不承認によるもの	市
		市の債務不履行によるもの	市
		事業者の責に帰すべき事由による事業放棄および破棄、中断、不能によるもの	事業者
施設の存在自体に対する住民の反対運動等		市	

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者
共通	住民対応	事業の運営等に関する住民反対・要望等への対応	市
		事業者が実施する業務や作業内容に関する住民反対、要望への対応	事業者
	物価変動	事業期間中のインフレおよびデフレに係る費用の増減（一定の範囲内）	市
	不可抗力	不可抗力が発生した場合に本事業を継続するために必要な追加費用または損害（本契約の定めにより付された保険によりてん補された部分を除く。）	市
	要求水準	市の指示、提示条件・変更、不可抗力による要求水準未達	市
	契約締結解除	市の責に帰すべき事由による契約解除	市
事業者の責に帰すべき事由による契約解除		事業者	
維持管理	業務内容	市による業務内容の変更	市
		事業者の責に帰すべき事由による業務内容の変更	事業者
	業務量の増大	事業者の責に帰すべき事由による業務の増大	事業者
		上記以外のもの	市
	点検・調査	市が実施した点検・調査結果及び作成したデータ等に不備があった場合	市
		事業者が実施した点検・調査結果及び作成したデータ等に不備があった場合	事業者
	修繕費の増大	事業者の責に帰すべき事由による補修費の増大	事業者
		上記以外のもの	市
	施設損傷	事業者の責に帰すべき事由による施設損傷	事業者
		上記以外のもの	市
	業務終了手続き	業務終了手続きに伴う諸費用及び精算手続き	事業者
業務終了後の契約不適合責任	業務終了から一定期間内における施設に係る契約不適合責任	事業者	

別紙2 提案審査に必要な書類

	項目	様式	頁数制限
1	企画提案書	様式 7	1 頁以内
2	企画提案書（表紙）	様式 8	1 頁以内
3	配置予定技術者調書 ・配置予定技術者の保有資格、経歴について記載する。	様式 9	予定技術者 1 名につき 1 頁以内
4	企画技術提案の概要	様式 10-1	2 頁以内
5	業務実施体制	様式 10-2	2 頁以内
6	作業機材	様式 10-3	2 頁以内 (添付する車 検証は別添 とし、頁数 制限の対象 外)
7	担当予定技術者の配置	様式 10-4	2 頁以内
8	セルフモニタリング	様式 10-5	2 頁以内
9	各業務に係る要求水準の達成に向けた考え方 ①業務全般 ②維持管理業務及び維持管理情報管理 ③ストックマネジメント計画策定業務 ④BCP 計画（風水害編） ⑤技術支援業務 ⑥その他業務（住民対応、緊急対応）	様式 10-6	6 頁以内
1 0	危機管理・安全対策	様式 10-7	2 頁以内
1 1	地域貢献	様式 10-8	2 頁以内
1 2	下水道事業に関する広報や住民等への P R	様式 10-9	2 頁以内
1 3	自由記述	様式 10-10	2 頁以内
1 4	価格提案書	様式 11	2 頁以内
1 5	提案額内訳書	様式 12	11 頁以内